

厚生労働省
群馬労働局発表
令和5年12月22日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 篠田 幸一
課長補佐 千明 恵
(電話) 027(210)5008

報道関係者 各位

令和5年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果を公表します

群馬労働局（局長 加藤 博人）では、このたび、令和5年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）を取りまとめましたので、公表します。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう、企業に義務付けています。

加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるように努めることを企業に義務付けています。

今回の集計結果は、従業員21人以上の企業4,036社（4年度は4,063社）からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に係る措置について、令和5年6月1日時点での企業における実施状況等をまとめたものです。

群馬労働局では、今後とも、生涯現役社会の実現に向けた取り組みとして、「生涯現役支援窓口」をはじめとする各ハローワークの窓口において、担当者制による就職支援やセミナー等、高年齢求職者の多様な就業ニーズを踏まえた支援を実施していきます。

（集計結果の主なポイントは次ページ以降を参照）



ハローワークぐんま
公式キャラクター
ハロまる

声かけて 心にかけて 気にかけて ぐんまハローワーク。

【集計結果の主なポイント】

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済(注)の企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況 (5ページ表1、6ページ表3-1)

65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済の企業は4,036社(100%) [0.1ポイント増加]

- ・企業規模別には中小企業では100% [0.1ポイント増加]、大企業では100% [変動なし]
- ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において70.4% [1.3ポイント減少]

② 65歳定年企業の状況 (8ページ表5)

65歳定年企業は860社(21.3%) [0.7ポイント増加]

- ・中小企業では21.4% [0.6ポイント増加]
- ・大企業では19.4% [3.6ポイント増加]

II 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (7ページ表4-1)

70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済の企業は1,283社(31.8%) [0.7ポイント増加]

- ・中小企業では32.2% [0.7ポイント増加]
- ・大企業では23.0% [0.3ポイント減少]

② 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (9ページ表6)

66歳以上まで働ける制度のある企業は1,694社(42.0%) [2.8ポイント増加]

- ・中小企業では42.1% [2.6ポイント増加]
- ・大企業では39.8% [5.6ポイント増加]

③ 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況 (9ページ表7)

70歳以上まで働ける制度のある企業は1,636社(40.5%) [2.6ポイント増加]

- ・中小企業では40.6% [2.4ポイント増加]
- ・大企業では38.7% [6.5ポイント増加]

④ 定年制廃止企業の状況 (7ページ表4)

定年制の廃止企業は186社(4.5%) [0.1ポイント増加]

- ・中小企業では4.8% [0.1ポイント増加]
- ・大企業では0.5% [0.5ポイント増加]

※この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

詳細は、次ページ以降をご参照ください。

<集計対象>

- 群馬県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業4,036社
中小企業(21～300人規模)：3,845社(うち31～300人規模：2,730社)
大企業(301人以上規模)：191社

(注) 定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(「高年齢者雇用確保措置」)を講じなければならない(法第9条第1項)。

なお、継続雇用する場合の基準を平成25年3月31日までに労使協定により締結している企業については、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、希望者全員を継続雇用する義務の年齢を段階的に引き上げることができる。

高年齢者雇用確保措置等 実施状況

(令和5年6月1日)

群馬労働局職業安定部職業対策課

【21人以上規模企業】

企業規模	高年齢者雇用確保措置の状況																					
	合計				確保措置未実施企業 (高齢法違反)				確保措置実施企業※1 (比率は合計に対する導入率)				66歳以上働ける制度のある企業 ※2				70歳以上働ける制度のある企業 ※3					
	全数	21～30人	31～300人	301人以上	計	21～30人	31～300人	301人以上	計	21～30人	31～300人	301人以上	導入率	計	21～30人	31～300人	301人以上	導入率	計	21～30人	31～300人	301人以上
令和5年	4,036	1,115	2,730	191	0	0	0	4,036	1,115	2,730	191	100.0%	1,694	506	1,112	76	42.0%	1,636	492	1,070	74	40.5%
令和4年	4,063	1,127	2,734	202	5	0	0	4,058	1,122	2,734	202	99.9%	1,594	477	1,048	69	39.2%	1,539	469	1,005	65	37.9%
前年差	-27	-12	-4	-11	-5	-5	0	-22	-7	-4	-11	0.1P	100	29	64	7	2.8P	97	23	65	9	2.6P

※1 事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用の確保のため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入のいずれかの措置(「高年齢者雇用確保措置」)を講じなければならない(法第9条第1項)。

※2 66歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止している企業又は66歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度のある企業。

※3 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止している企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

全国との比較

高年齢者雇用確保措置の実施状況

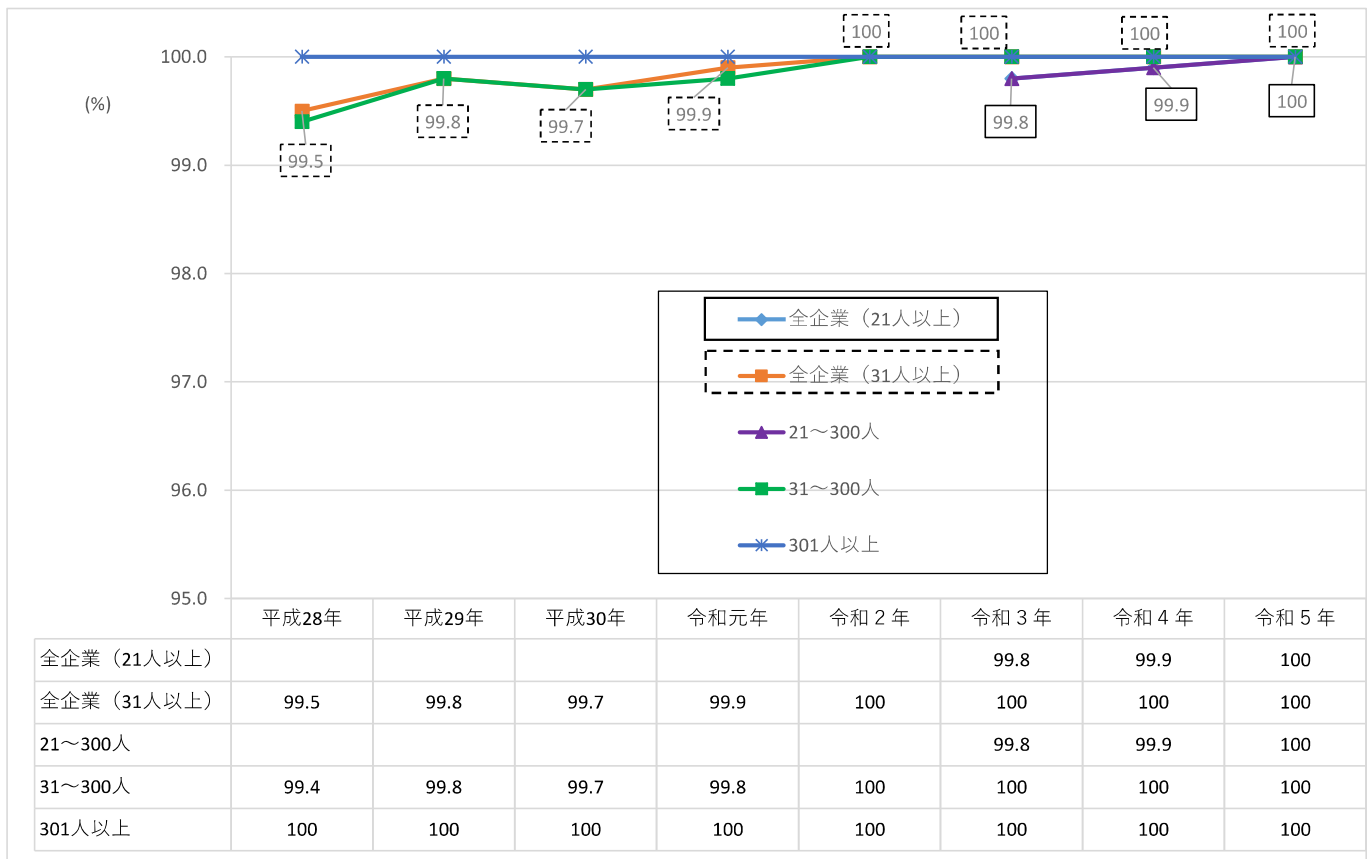
	群馬			全国		
	令和5年	導入率	前年差増減	令和5年	導入率	前年差増減
報告企業全数	4,036社 (うち中小企業3,845社、大企業191社)			237,006社 (うち中小企業219,987社、大企業17,019社)		
確保措置実施企業	4,036社	100.0%	0.1P	236,815社	99.9%	0.0P
うち中小企業	3,845社	100.0%	0.1P	219,798社	99.9%	0.0P
うち大企業 (301人以上)	191社	100.0%	0.0P	17,017社	99.9%	0.0P
(注1) 「66歳以上働ける制度 のある企業」	1,694社	42.0%	2.8P	102,615社	43.3%	2.6P
(注2) 「70歳以上働ける制度 のある企業」	1,636社	40.5%	2.6P	98,482社	41.6%	2.5P

注1 66歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止している企業又は66歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度のある企業。

注2 70歳以上の定年の定めをしている企業、定年の定めを廃止している企業又は70歳以上までの継続雇用制度(希望者全員又は基準に該当する者を対象とする制度)を導入している企業のほか、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

高年齢者雇用確保措置導入状況の推移

平成27年からの雇用確保措置実施済み企業の割合を表したものです。



※令和3年から従業員21人以上規模企業を対象に集計。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	4,036	(4,058)	0	(5)	4,036	(4,063)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	2,921	(2,936)	0	(0)	2,921	(2,936)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	3,845	(3,856)	0	(5)	3,845	(3,861)
	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	1,115	(1,122)	0	(5)	1,115	(1,127)
	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.4%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	2,730	(2,734)	0	(0)	2,730	(2,734)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	191	(202)	0	(0)	191	(202)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「301人以上」の①については、小数点第2位以下を切り捨て、②については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	合計	①実施済企業割合		②未実施企業割合					
		100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
規模別	合計	100.0%	(99.9%)	0.0%	(0.1%)				
	21~30人	100.0%	(99.6%)	0.0%	(0.4%)				
	31~50人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	51~100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別	合計	100.0%	(99.9%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.1%)	0.0%	(0.0%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	(99.8%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.2%)	0.0%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(98.9%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(1.1%)	0.0%	(0.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(99.3%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.7%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	186 (181) 4.6% (4.5%)	1,010 (966) 25.0% (23.8%)	2,840 (2,911) 70.4% (71.7%)	4,036 (4,058) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	112 (106) 3.8% (3.6%)	695 (640) 23.8% (21.8%)	2,114 (2,190) 72.4% (74.6%)	2,921 (2,936) 100.0% (100.0%)
21~300人	185 (181) 4.8% (4.7%)	973 (934) 25.3% (24.2%)	2,687 (2,741) 69.9% (71.1%)	3,845 (3,856) 100.0% (100.0%)
21~30人	74 (75) 6.6% (6.7%)	315 (326) 28.3% (29.1%)	726 (721) 65.1% (64.3%)	1,115 (1,122) 100.0% (100.0%)
31~300人	111 (106) 4.1% (3.9%)	658 (608) 24.1% (22.2%)	1,961 (2,020) 71.8% (73.9%)	2,730 (2,734) 100.0% (100.0%)
301人以上	1 (0) 0.5% (0.0%)	37 (32) 19.4% (15.8%)	153 (170) 80.1% (84.2%)	191 (202) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員を対象とする 継続雇用制度	② 経過措置に基づく基準対象 者とする継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	2,550 (2,561) 89.8% (88.0%)	290 (350) 10.2% (12.0%)	2,840 (2,911) 100.0% (100.0%)
31人以上総計	1,849 (1,872) 87.5% (85.5%)	265 (318) 12.5% (14.5%)	2,114 (2,190) 100.0% (100.0%)
21~300人	2,430 (2,443) 90.4% (89.1%)	257 (298) 9.6% (10.9%)	2,687 (2,741) 100.0% (100.0%)
21~30人	701 (689) 96.6% (95.6%)	25 (32) 3.4% (4.4%)	726 (721) 100.0% (100.0%)
31~300人	1,729 (1,754) 88.2% (86.8%)	232 (266) 11.8% (13.2%)	1,961 (2,020) 100.0% (100.0%)
301人以上	120 (118) 78.4% (69.4%)	33 (52) 21.6% (30.6%)	153 (170) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 雇用確保措置における継続雇用先の内訳

(社、%)

	自社以外の継続雇用先がある企業									合計 (①~⑦)
	① 自社のみ	② 自社、子会社等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	小計 (②~⑦)		
21人以上 総計	2,726 - 96.0% -	49 - 1.7% -	23 - 0.8% -	24 - 0.8% -	13 - 0.5% -	0 - 0.0% -	5 - 0.2% -	114 - 4.0% -	2,840 - 100.0% -	
31人以上 総計	2,017 - 95.4% -	41 - 1.9% -	21 - 1.0% -	21 - 1.0% -	9 - 0.4% -	0 - 0.0% -	5 - 0.2% -	97 - 4.6% -	2,114 - 100.0% -	
21~300人	2,593 - 96.5% -	40 - 1.5% -	20 - 0.7% -	19 - 0.7% -	11 - 0.4% -	0 - 0.0% -	4 - 0.1% -	94 - 3.5% -	2,687 - 100.0% -	
21~30人	709 - 97.7% -	8 - 1.1% -	2 - 0.3% -	3 - 0.4% -	4 - 0.6% -	0 - 0.0% -	0 - 0.0% -	17 - 2.3% -	726 - 100.0% -	
31~300人	1,884 - 96.1% -	32 - 1.6% -	18 - 0.9% -	16 - 0.8% -	7 - 0.4% -	0 - 0.0% -	4 - 0.2% -	77 - 3.9% -	1,961 - 100.0% -	
301人以上	133 - 86.9% -	9 - 5.9% -	3 - 2.0% -	5 - 3.3% -	2 - 1.3% -	0 - 0.0% -	1 - 0.7% -	20 - 13.1% -	153 - 100.0% -	

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
21人以上総計	1,283 (1,263)	186 (181)	110 (90)	982 (987)	5 (5)	52 (52)	2,701 (2,748)	4,036 (4,063)
	31.8% (31.1%)	4.6% (4.5%)	2.7% (2.2%)	24.3% (24.3%)	0.1% (0.1%)	1.3% (1.3%)	66.9% (67.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	871 (856)	112 (106)	70 (57)	686 (690)	3 (3)	38 (43)	2,012 (2,037)	2,921 (2,936)
	29.8% (29.2%)	3.8% (3.6%)	2.4% (1.9%)	23.5% (23.5%)	0.1% (0.1%)	1.3% (1.5%)	68.9% (69.4%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,239 (1,216)	185 (181)	110 (90)	940 (941)	4 (4)	50 (49)	2,556 (2,596)	3,845 (3,861)
	32.2% (31.5%)	4.8% (4.7%)	2.9% (2.3%)	24.4% (24.4%)	0.1% (0.1%)	1.3% (1.3%)	66.5% (67.2%)	100.0% (100.0%)
21~30人	412 (407)	74 (75)	40 (33)	296 (297)	2 (2)	14 (9)	689 (711)	1,115 (1,127)
	37.0% (36.1%)	6.6% (6.7%)	3.6% (2.9%)	26.5% (26.4%)	0.1% (0.2%)	1.3% (0.8%)	61.8% (63.1%)	100.0% (100.0%)
31~300人	827 (809)	111 (106)	70 (57)	644 (644)	2 (2)	36 (40)	1,867 (1,885)	2,730 (2,734)
	30.3% (29.6%)	4.1% (3.9%)	2.6% (2.1%)	23.6% (23.6%)	0.1% (0.1%)	1.3% (1.5%)	68.4% (68.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	44 (47)	1 (0)	0 (0)	42 (46)	1 (1)	2 (3)	145 (152)	191 (202)
	23.0% (23.3%)	0.5% (0.0%)	0.0% (0.0%)	22.0% (22.8%)	0.5% (0.5%)	1.0% (1.5%)	75.9% (75.2%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢が70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢が70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「21~300人」「21~30人」「31~300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表4-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
	合計		合計		
規模別	合計	31.8% (31.1%)	68.2% (68.9%)		
	21~30人	37.0% (36.1%)	63.0% (63.9%)		
	31~50人	32.0% (31.4%)	68.0% (68.6%)		
	51~100人	29.5% (29.0%)	70.5% (71.0%)		
	101~300人	28.2% (26.8%)	71.8% (73.2%)		
	301~500人	20.4% (22.3%)	79.6% (77.7%)		
	501~1,000人	27.1% (23.3%)	72.9% (76.7%)		
	1,001人以上	24.1% (26.7%)	75.9% (73.3%)		
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合計	31.8% (31.1%)	29.8% (29.2%)	68.2% (68.9%)	70.2% (70.8%)
	農、林、漁業	40.0% (38.1%)	39.3% (44.0%)	60.0% (61.9%)	60.7% (56.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	20.0% (33.3%)	0.0% (0.0%)	80.0% (66.7%)	100.0% (100.0%)
	建設業	44.0% (42.1%)	35.7% (38.9%)	56.0% (57.9%)	64.3% (61.1%)
	製造業	27.2% (26.1%)	23.6% (22.0%)	72.8% (73.9%)	76.4% (78.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	23.1% (26.7%)	25.0% (11.1%)	76.9% (73.3%)	75.0% (88.9%)
	情報通信業	17.0% (25.9%)	10.8% (20.0%)	83.0% (74.1%)	89.2% (80.0%)
	運輸、郵便業	34.1% (35.2%)	30.3% (32.3%)	65.9% (64.8%)	69.7% (67.7%)
	卸売業、小売業	25.1% (23.2%)	25.7% (25.2%)	74.9% (76.8%)	74.3% (74.8%)
	金融業、保険業	8.3% (11.5%)	5.0% (8.7%)	91.7% (88.5%)	95.0% (91.3%)
	不動産業、物品賃貸業	31.0% (19.5%)	26.5% (17.6%)	69.0% (80.5%)	73.5% (82.4%)
	学術研究、専門・技術サービス業	28.6% (34.8%)	27.8% (34.5%)	71.4% (65.2%)	72.2% (65.5%)
	宿泊業、飲食サービス業	41.6% (41.2%)	36.5% (38.6%)	58.4% (58.8%)	63.5% (61.4%)
	生活関連サービス業、娯楽業	28.0% (22.3%)	28.1% (18.6%)	72.0% (77.7%)	71.9% (81.4%)
	教育、学習支援業	21.9% (22.4%)	24.0% (22.1%)	78.1% (77.6%)	76.0% (77.9%)
	医療、福祉	37.1% (37.7%)	37.4% (36.7%)	62.9% (62.3%)	62.6% (63.3%)
	複合サービス事業	7.4% (4.2%)	4.5% (4.8%)	92.6% (95.8%)	95.5% (95.2%)
	サービス業(他に分類されないもの)	39.2% (37.3%)	39.4% (38.5%)	60.8% (62.7%)	60.6% (61.5%)
	その他	33.3% (66.7%)	0.0% (50.0%)	66.7% (33.3%)	100.0% (50.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表5 企業における定年制の状況

	定年制の廃止		定年制あり						65歳以上定年合計		報告した全ての企業
			60歳未満	60歳	61歳～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
21人以上 総計	186	(18.1)	0	2,740	100	860	40	110	1,196	4,036	
	4.6%	(4.5%)	0.0%	67.9%	2.5%	21.3%	1.0%	2.7%	29.6%	100.0%	
31人以上 総計	112	(106)	0	2,044	70	595	30	70	807	2,921	
	3.8%	(3.6%)	0.0%	70.0%	2.4%	20.4%	1.0%	2.4%	27.6%	100.0%	
21～30人	185	(181)	0	2,593	94	823	40	110	1,158	3,845	
	4.8%	(4.7%)	0.0%	67.4%	2.4%	21.4%	1.0%	2.9%	30.1%	100.0%	
21～30人	74	(75)	0	696	30	265	10	40	389	1,115	
	6.6%	(6.7%)	0.0%	62.4%	2.7%	23.8%	0.9%	3.6%	34.9%	100.0%	
31～300人	111	(106)	0	1,897	64	558	30	70	769	2,730	
	4.1%	(3.9%)	0.0%	69.5%	2.3%	20.4%	1.1%	2.6%	28.2%	100.0%	
301人以上	1	(00)	0	147	6	37	0	0	38	191	
	0.5%	(0.0%)	0.0%	77.0%	3.1%	19.4%	0.0%	0.0%	19.9%	100.0%	

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※「65歳以上定年」は、表3-1の「①定年制の廃止」と「②定年の引上げ」を合計した数値に対応している。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	186 (181) 4.6% (4.5%)	150 (130) 3.7% (3.2%)	514 (490) 12.7% (12.1%)	480 (509) 11.9% (12.5%)	364 (284) 9.0% (7.0%)	850 (801) 21.1% (19.7%)	1,330 (1,310) 33.0% (32.2%)	1,694 (1,594) 42.0% (39.2%)	4,036 (4,063) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	112 (106) 3.8% (3.6%)	100 (90) 3.4% (3.1%)	348 (327) 11.9% (11.1%)	346 (373) 11.8% (12.7%)	282 (221) 9.7% (7.5%)	560 (523) 19.2% (17.8%)	906 (896) 31.0% (30.5%)	1,188 (1,117) 40.7% (38.0%)	2,921 (2,936) 100.0% (100.0%)
21~300人	185 (181) 4.8% (4.7%)	150 (130) 3.9% (3.4%)	499 (476) 13.0% (12.3%)	451 (474) 11.7% (12.3%)	333 (264) 8.7% (6.8%)	834 (787) 21.7% (20.4%)	1,285 (1,261) 33.4% (32.7%)	1,618 (1,525) 42.1% (39.5%)	3,845 (3,861) 100.0% (100.0%)
21~30人	74 (75) 6.6% (6.7%)	50 (40) 4.5% (3.5%)	166 (163) 14.9% (14.5%)	134 (136) 12.0% (12.1%)	82 (63) 7.4% (5.6%)	290 (278) 26.0% (24.7%)	424 (414) 38.0% (36.7%)	506 (477) 45.4% (42.3%)	1,115 (1,127) 100.0% (100.0%)
31~300人	111 (106) 4.1% (3.9%)	100 (90) 3.7% (3.3%)	333 (313) 12.2% (11.4%)	317 (338) 11.6% (12.4%)	251 (201) 9.2% (7.4%)	544 (509) 19.9% (18.6%)	861 (847) 31.5% (31.0%)	1,112 (1,048) 40.7% (38.3%)	2,730 (2,734) 100.0% (100.0%)
301人以上	1 (00) 0.5% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	15 (14) 7.9% (6.9%)	29 (35) 15.2% (17.3%)	31 (20) 16.2% (9.9%)	16 (14) 8.4% (6.9%)	45 (49) 23.6% (24.3%)	76 (69) 39.8% (34.2%)	191 (202) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	186 (181) 4.6% (4.5%)	110 (90) 2.7% (2.2%)	507 (481) 12.6% (11.8%)	475 (506) 11.8% (12.5%)	358 (281) 8.9% (6.9%)	803 (752) 19.9% (18.5%)	1,278 (1,258) 31.7% (31.0%)	1,636 (1,539) 40.5% (37.9%)	4,036 (4,063) 100.0% (100.0%)
31人以上 総計	112 (106) 3.8% (3.6%)	70 (57) 2.4% (1.9%)	343 (321) 11.7% (10.9%)	343 (369) 11.7% (12.6%)	276 (217) 9.4% (7.4%)	525 (484) 18.0% (16.5%)	868 (853) 29.7% (29.1%)	1,144 (1,070) 39.2% (36.4%)	2,921 (2,936) 100.0% (100.0%)
21~300人	185 (181) 4.8% (4.7%)	110 (90) 2.9% (2.3%)	492 (467) 12.8% (12.1%)	448 (474) 11.7% (12.3%)	327 (262) 8.5% (6.8%)	787 (738) 20.5% (19.1%)	1,235 (1,212) 32.1% (31.4%)	1,562 (1,474) 40.6% (38.2%)	3,845 (3,861) 100.0% (100.0%)
21~30人	74 (75) 6.6% (6.7%)	40 (33) 3.6% (2.9%)	164 (160) 14.7% (14.2%)	132 (137) 11.8% (12.2%)	82 (64) 7.4% (5.7%)	278 (268) 24.9% (23.8%)	410 (405) 36.8% (35.9%)	492 (469) 44.1% (41.6%)	1,115 (1,127) 100.0% (2734.0%)
31~300人	111 (106) 4.1% (3.9%)	70 (57) 2.6% (2.1%)	328 (307) 12.0% (11.2%)	316 (337) 11.6% (12.3%)	245 (198) 9.0% (7.2%)	509 (470) 18.6% (17.2%)	825 (807) 30.2% (29.5%)	1,070 (1,005) 39.2% (36.8%)	2,730 (2,734) 100.0% (100.0%)
301人以上	1 (00) 0.5% (0.0%)	0 (0) 0.0% (0.0%)	15 (14) 7.9% (6.9%)	27 (32) 14.1% (15.8%)	31 (19) 16.2% (9.4%)	16 (14) 8.4% (6.9%)	43 (46) 22.5% (22.8%)	74 (65) 38.7% (32.2%)	191 (202) 100.0% (100.0%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)	
			534 10.9%	(10.7%)	4,350 89.0%	57 1.2%	(2.0%)	5 0.1%	(0.4%)			
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	1,605	4,889	534	(10.7%)	4,350	89.0%	57	1.2%	(2.0%)	5	0.1%	1,008
うち女性	860	1,885	200	10.6%	1,683	89.3%	14	0.7%	(1.4%)	2	0.1%	325

※ 本集計は、過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇用 された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
			30 6.6%	(4.1%)	424 93.2%	1 0.2%	(6.4%)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	133	455	30	(4.1%)	424	93.2%	1	0.2%	(6.4%)
うち女性	63	157	9	5.7%	147	93.6%	1	0.6%	(0.8%)

※ 本集計は、令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
※ ()内は、令和4年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は64歳)。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計		60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上		
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	
31人以上 規模企業	平成26年	317,826人	(100.0)	32,329人	(100.0)	22,456人	(100.0)	9,873人	(100.0)	2,224人	(100.0)
	平成27年	324,426人	(102.1)	35,377人	(109.4)	23,360人	(104.0)	12,017人	(121.7)	2,652人	(119.2)
	平成28年	334,688人	(105.3)	38,687人	(119.7)	24,543人	(109.3)	14,144人	(143.3)	2,951人	(132.7)
	平成29年	339,370人	(106.8)	40,724人	(126.0)	24,323人	(108.3)	16,401人	(166.1)	4,054人	(182.3)
	平成30年	349,143人	(109.9)	44,560人	(137.8)	25,643人	(114.2)	18,917人	(191.6)	5,484人	(246.6)
	令和元年	352,978人	(111.1)	48,220人	(149.2)	26,909人	(119.8)	21,311人	(215.9)	6,954人	(312.7)
	令和2年	356,510人	(112.2)	50,351人	(155.7)	27,186人	(121.1)	23,165人	(234.6)	8,143人	(366.1)
	令和3年	365,878人	(115.1)	53,469人	(165.4)	28,206人	(125.6)	25,263人	(255.9)	9,679人	(435.2)
	令和4年	381,965人	(120.2)	56,625人	(175.2)	29,781人	(132.6)	26,844人	(271.9)	10,423人	(468.7)
	令和5年	377,024人	(118.6)	57,142人	(176.8)	29,395人	(130.9)	27,747人	(281.0)	11,029人	(495.9)
21人以上 規模企業	令和3年	393,673人	(100.0)	58,771人	(100.0)	30,571人	(100.0)	28,200人	(100.0)	11,004人	(100.0)
	令和4年	410,425人	(104.3)	62,283人	(106.0)	32,226人	(105.4)	30,057人	(106.6)	11,970人	(108.8)
	令和5年	405,243人	(102.9)	62,789人	(106.8)	31,874人	(104.3)	30,915人	(109.6)	12,545人	(114.0)

※「31人以上規模企業」の()は、平成26年を100とした場合の比率。
 ※「21人以上規模企業」の()は、令和3年を100とした場合の比率。

表10 都道府県別の状況

(%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合		66歳以上まで働ける 制度のある企業割合		70歳以上まで働ける 制度のある企業割合	
	社数	(社数)	割合	(割合)	割合	(割合)	割合	(割合)	割合	(割合)
北海道	9,316 社	(9,274 社)	99.9%	(99.9%)	35.6%	(33.1%)	47.6%	(44.5%)	46.1%	(43.0%)
青森	2,602 社	(2,650 社)	100.0%	(99.7%)	38.2%	(35.1%)	51.0%	(47.2%)	49.3%	(45.5%)
岩手	2,506 社	(2,561 社)	100.0%	(99.9%)	39.5%	(36.4%)	52.4%	(48.8%)	51.0%	(47.2%)
宮城	3,838 社	(3,821 社)	99.7%	(99.8%)	35.3%	(33.7%)	47.3%	(44.7%)	45.2%	(42.4%)
秋田	2,040 社	(2,054 社)	99.9%	(99.8%)	34.3%	(31.5%)	55.6%	(52.8%)	52.4%	(50.7%)
山形	2,292 社	(2,328 社)	99.9%	(99.8%)	32.1%	(29.3%)	46.0%	(42.7%)	43.7%	(40.6%)
福島	3,596 社	(3,621 社)	99.7%	(99.4%)	34.4%	(32.1%)	47.6%	(44.6%)	44.8%	(42.3%)
茨城	4,191 社	(4,138 社)	99.9%	(99.9%)	36.9%	(32.8%)	46.4%	(42.6%)	44.6%	(40.6%)
栃木	3,343 社	(3,291 社)	99.8%	(99.9%)	33.2%	(30.8%)	45.9%	(42.5%)	44.3%	(40.8%)
群馬	4,036 社	(4,063 社)	100.0%	(99.9%)	31.8%	(31.1%)	42.0%	(39.2%)	40.5%	(37.9%)
埼玉	8,698 社	(8,621 社)	99.9%	(99.9%)	33.4%	(32.9%)	46.5%	(44.2%)	44.9%	(42.8%)
千葉	6,912 社	(6,905 社)	99.8%	(99.9%)	35.9%	(33.2%)	47.8%	(45.7%)	46.0%	(44.2%)
東京	41,105 社	(40,633 社)	100.0%	(99.9%)	23.4%	(21.7%)	34.2%	(32.1%)	32.8%	(30.8%)
神奈川	11,110 社	(11,025 社)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(26.9%)	41.6%	(39.3%)	40.0%	(37.8%)
新潟	4,694 社	(4,755 社)	100.0%	(100.0%)	26.6%	(26.0%)	46.0%	(43.5%)	44.3%	(41.7%)
富山	2,451 社	(2,453 社)	99.8%	(100.0%)	24.7%	(21.2%)	50.6%	(46.8%)	48.8%	(45.1%)
石川	2,651 社	(2,598 社)	99.6%	(99.5%)	30.1%	(28.8%)	42.9%	(40.1%)	40.9%	(38.1%)
福井	1,845 社	(1,885 社)	100.0%	(100.0%)	31.8%	(28.6%)	44.0%	(40.8%)	41.2%	(38.5%)
山梨	1,537 社	(1,523 社)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(26.5%)	41.1%	(38.8%)	39.4%	(37.4%)
長野	3,967 社	(3,960 社)	99.9%	(100.0%)	33.9%	(31.5%)	49.7%	(46.1%)	48.4%	(44.6%)
岐阜	4,069 社	(4,027 社)	100.0%	(99.9%)	33.5%	(31.5%)	50.6%	(47.4%)	48.7%	(45.7%)
静岡	7,036 社	(6,968 社)	99.8%	(99.8%)	30.3%	(28.8%)	45.0%	(42.6%)	43.2%	(40.7%)
愛知	14,110 社	(14,088 社)	100.0%	(100.0%)	30.5%	(28.8%)	46.2%	(43.3%)	43.8%	(41.4%)
三重	3,108 社	(3,059 社)	100.0%	(100.0%)	34.2%	(31.6%)	49.6%	(45.9%)	47.7%	(44.3%)
滋賀	2,218 社	(2,202 社)	99.8%	(99.8%)	29.8%	(29.1%)	45.5%	(43.6%)	43.4%	(41.7%)
京都	4,507 社	(4,425 社)	99.8%	(99.9%)	25.3%	(24.5%)	39.4%	(36.9%)	37.8%	(35.4%)
大阪	18,904 社	(18,712 社)	99.9%	(99.9%)	25.7%	(23.2%)	37.2%	(34.9%)	35.5%	(33.4%)
兵庫	7,817 社	(7,812 社)	99.9%	(99.9%)	26.0%	(24.8%)	39.4%	(37.2%)	37.5%	(35.5%)
奈良	1,638 社	(1,623 社)	100.0%	(99.9%)	35.3%	(34.8%)	50.6%	(47.4%)	48.5%	(45.3%)
和歌山	1,630 社	(1,635 社)	100.0%	(99.7%)	28.2%	(29.4%)	44.2%	(41.4%)	42.1%	(39.2%)
鳥取	1,172 社	(1,093 社)	99.9%	(99.8%)	29.7%	(29.6%)	45.4%	(44.4%)	42.6%	(41.4%)
島根	1,400 社	(1,416 社)	99.9%	(99.6%)	42.4%	(39.8%)	57.5%	(54.0%)	55.3%	(51.8%)
岡山	3,492 社	(3,523 社)	99.9%	(99.9%)	31.8%	(31.4%)	47.5%	(45.1%)	45.3%	(43.1%)
広島	5,498 社	(5,538 社)	99.9%	(99.8%)	26.8%	(24.2%)	43.8%	(40.8%)	42.2%	(39.4%)
山口	2,425 社	(2,438 社)	100.0%	(99.9%)	30.6%	(28.7%)	48.4%	(45.6%)	46.8%	(44.0%)
徳島	1,296 社	(1,282 社)	100.0%	(100.0%)	34.0%	(33.1%)	46.7%	(43.4%)	44.4%	(41.1%)
香川	2,060 社	(2,059 社)	100.0%	(100.0%)	36.0%	(34.8%)	47.3%	(45.0%)	45.6%	(43.4%)
愛媛	2,664 社	(2,656 社)	99.7%	(99.6%)	27.8%	(26.2%)	47.3%	(44.7%)	45.9%	(43.4%)
高知	1,364 社	(1,368 社)	100.0%	(99.9%)	28.4%	(26.5%)	40.8%	(37.4%)	39.7%	(36.8%)
福岡	9,629 社	(9,467 社)	99.9%	(99.9%)	30.6%	(27.8%)	44.6%	(42.2%)	43.0%	(40.6%)
佐賀	1,654 社	(1,686 社)	99.9%	(99.8%)	36.5%	(30.6%)	49.8%	(44.1%)	47.6%	(41.0%)
長崎	2,662 社	(2,655 社)	99.7%	(99.4%)	27.4%	(25.6%)	45.1%	(41.7%)	43.7%	(40.3%)
熊本	3,358 社	(3,303 社)	99.9%	(99.8%)	28.6%	(26.9%)	46.5%	(43.0%)	44.2%	(40.8%)
大分	2,187 社	(2,325 社)	100.0%	(100.0%)	42.0%	(38.4%)	56.1%	(51.2%)	54.3%	(49.4%)
宮崎	2,228 社	(2,220 社)	99.9%	(99.9%)	34.5%	(33.2%)	51.2%	(49.1%)	48.8%	(46.8%)
鹿児島	3,176 社	(3,192 社)	99.9%	(99.9%)	37.4%	(35.7%)	49.3%	(46.4%)	47.2%	(44.3%)
沖縄	2,974 社	(2,944 社)	99.4%	(99.8%)	26.7%	(26.3%)	39.7%	(38.1%)	38.8%	(37.0%)
全国計	237,006 社	(235,875 社)	99.9%	(99.9%)	29.7%	(27.9%)	43.3%	(40.7%)	41.6%	(39.1%)

※()内は、令和4年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置導入企業」は表4-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。